第 211 回国会 参議院 憲法審査会 第 2 号 令和 5 年 4 月 12 日

本日の会議に付した案件

〇日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査(憲法に対する考え方について(参議院の緊急集会について))

(略)

○**会長(中曽根弘文君)** 進藤金日子君。

○進藤金日子君 自由民主党の進藤金日子です。

参議院の緊急集会につきましては、前回までの議論及び本 日の議論で相当論点が明らかになってきたんではないかと感 じております。

本件に関しましては、憲法における緊急事態への対応をどう位置付けるかということが重要でありまして、私なりに3つの視点、問題意識を持っているところであります。

第1に、緊急事態、特に予測が困難な大地震、とりわけ立 法府や行政府の中枢に大きな被害が及ぶことが懸念される首 都直下地震が発生したときに、被災状況に即応して、立法府 や行政府がちゅうちょなく法令に基づき適切な判断が可能な 法的整備がなされているのかどうかという視点。

第2に、参議院の緊急集会について、憲法制定時に想定していた前提条件等も踏まえ、現状において緊急時に的確に運用可能なのかどうかという視点。



緊係検には切命守視先て第急る証当、なやる点で、3事憲、た最国生とがあ高に態法検っも民活い最っい、にの討て大のをう優(緊

張感とスピード感が不可欠ではないかという視点でありま す。

以上の3つの視点に即して、自分なりの考えを述べさせて いただきます

まず、1点目の視点、緊急時の法的整備の観点であります。

国会の開会や閉会に関係なく、また昼夜にかかわらず、突然首都直下地震は発生します。地震調査研究推進本部地震調査委員会の報告によりますと、マグニチュード7程度の地震の30年以内の発生確率は70%であり、巨大地震の発生に警戒を発しているところであります。

現行憲法における参議院の緊急集会に関しては、前回、参議院法制局の川崎局長から制定の経緯や主な論点等について詳細に御説明いただきました。この中で、参議院の緊急集会は、憲法が採用する両院同時活動の原則等の例外であり、緊急事態に対する暫定の措置であることがこれ明確に示されているわけであります。

首都直下地震により国家権能、国家の機能が失われる可能性も排除できない大災害を想定した場合、暫定措置のみに緊急事態対応を委ねるのではなくて、国会議員の選挙の適正な

実施が困難であると認められるときは任期の特例を定めることができることを憲法改正により明文化すべきではないかと 考えております。

なお、緊急事態の認定や任期の特例の期間等を含めて法律に委任する部分については、別途テーマを設定して議論を深めるべきだというふうに考えます。

次に、緊急政令の制定についてであります。

緊急事態、災害緊急事態の布告は、2013年の災害対策基本法改正によりまして、同法第百九条に縛られることなく布告が可能になったと理解しているところでございますが、同法 109条に基づく緊急政令につきましては、基本的に国会閉会中の規定でありまして、国会開会中にあっても被害等により物理的に国会が開会できない場合の対応が抜けているのではないかというふうに思います。

このような場合には、実態として災害対応が遅延する可能性も否定できず、また、災害事態の布告と憲法との関係を明確にする上でも、憲法において緊急政令の規定を設けるべきだというふうに考えます。

次に、第2点の視点、参議院の緊急集会の的確な運用確保 の観点であります。

参議院の緊急集会につきましては、昭和34年10月8日の 憲法制定の経過に関する小委員会第28回において、佐藤達 夫参考人が、衆議院任期の任期満了に、衆議院の任期満了に ついては軽く見ていたと、つまり解散時を念頭に置いた規定 である旨の発言をしております。

本件に関する政府見解は、解散という予測しない事態の場合に限って特に明文の規定をもって認めたとする見解と、任期満了後、類推適用が許されるという見解の両論があって、結論を至るに至っていません。また、学説も二分されています。

さらに、緊急集会の期間や権能の範囲についても解釈上議論があるところであり、こうしたことも含めて、現状及び想定し得る将来を見据えて、解釈等で曖昧な部分は、本日も種々の議論がなされておりますけれども、本調査会で更に議論を重ねて結論を得るべきと考えます。

次に、第3点目の視点、スピード感であります。

これまでるる述べてまいりましたが、国会議員の任期の特例と緊急政令の制定については、私は速やかに憲法に譲り得るというふうに考えます。ただし、本調査会においても各委員から各種課題が提起されておりまして、この辺につきましては、テーマを整理して深掘りをした議論をしてこれ結論を得るということをしっかり行っていくということを希望し、私の発言を終えさせていただきたいと思います。

以上でございます。